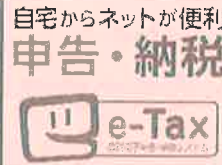


# 確定申告だより



茂原税務署  
茂原地区税務協議会  
〒297-8501 茂原市高師台 1-5-1  
TEL (代表) 0475-22-2166

## 所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の 申告書作成会場の開設期間

開設期間	会場	時間
令和2年2月17日(月) ～3月16日(月) ※土、日及び2月24日(月)を除きます。	茂原税務署 2階会議室	【受付】8:30～16:00 (提出は17:00まで) 【相談】9:00～17:00

※ 確定申告書作成のために来署される場合は、上記期間又は下記無料申告相談期間にお越しください。なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

※ 確定申告に必要な書類、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカード等)の原本又は写し(裏面参照)をご持参ください。

## 税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～

上記申告書作成会場のほか、以下の日程で相談会を実施しますので、是非ご利用ください。

月 日	会 場	相談時間
令和2年2月7日(金)	勝 浦 市 役 所 庁 舎	9:00～16:00 【受付は15:00まで】 (※)岬、夷隅庁舎は午前10時から
令和2年2月12日(水)	い す み 市 役 所 大 原 庁 舎	
令和2年2月13日(木)	い す み 市 役 所 岬 庁 舎 (※)	
令和2年2月14日(金)	い す み 市 役 所 夷 隅 庁 舎 (※)	
令和2年2月6日(木) ～2月14日(金)	茂 原 税 務 署 2 階 会 議 室	

※ 譲渡所得(土地、建物及び株式などの譲渡)のある方や所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方(住宅ローン控除適用1年目を含む)は、ご遠慮ください。

※ 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

※ 確定申告に必要な書類、計算用具、筆記用具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカード等・裏面参照)の写し等をご持参ください。

## 令和元年分確定申告書の提出期限及び納付期限

申告の種類	提出期限	納付期限	振替納付日※
所得税及び 復興特別所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年3月16日(月)	令和2年4月21日(火)
贈与税	令和2年3月16日(月)	令和2年3月16日(月)	
個人事業者の消費税 及び地方消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年3月31日(火)	令和2年4月23日(木)

※ 預貯金口座からの振替納税を利用されている方は、「振替納付日」欄の日に口座振替となります。



## 申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

ID・パスワード方式による手続き

STEP

### 1 ID・パスワード方式の申請

- ◎ お近くの税務署で職員と対面による本人確認の後、IDとパスワードを即日発行します！

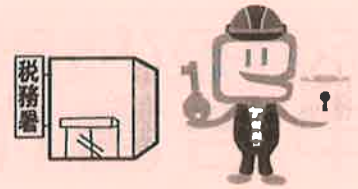
(注) 1 勤務先のお近くの税務署でも発行できます。

(注) 2 確定申告期に限らず、いつでも発行が可能です。

(税務署が開庁している日に限ります。)

(注) 3 運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。

(運転免許証のほか、マイナンバーカードや公的医療保険の被保険者証などがご利用できます。)



STEP

### 2 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ パソコン、スマホ、タブレット端末のいずれも利用可能！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！

(電話番号等は、国税庁ホームページをご覧ください。)

[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)

作成コーナー

タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。



STEP

### 3 作成コーナーからe-Taxで送信（申告書を提出）

- ◎ **STEP 1** で取得したIDとパスワード（ID・パスワード方式）を利用してe-Taxで送信すれば申告完了！

- ◎ e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要！

(自宅で保管する必要があります。)

- ◎ 送信するデータの控えは、PDF形式で保存できます。

(注) 「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。



申告書の印刷や郵送は不要です

ID・パスワード方式のほかに、次の方法があります。

① マイナンバーカードを使用して送信する方法

※ ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

② 作成した申告書のデータを印刷して、郵送又は税務署に直接提出する方法

## 医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。



## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
  - ※ 1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）又は②の写しを添付してください。
  - ※ 2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

